

社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会 座席表

日時:平成24年10月19日(金) 13:00~15:00
 会場:全国都市会館 大ホール(2階)

		○ ○ ○ ○ ○ ○						○	
		相原 嘉数 江口 遠藤 保険局長 審議官						速記	
委員関係者	○ 工藤							高橋	○
	○ 萩原							池上	○
	○ 松岡							糸井(代理)	○
	○ 田中							村岡	○
	○ 近藤								
		医政局医事課医事専門官 調査課長 国民健康保険課長 高齢者医療課長 保険課長 総務課長 医療課長 保険医療企画調査室長							
		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
厚生労働省									
厚生労働省									
関係者席									
報道関係者									
報道関係者									
一般傍聴者									
一般傍聴者									
一般傍聴者									
一般傍聴者									
一般傍聴者									

第1回 柔道整復療養費検討専門委員会
 議事次第

日時:平成24年10月19日(金)
 午後1時00分~
 会場:全国都市会館 大ホール(2階)

議 題

- 委員の紹介及び座長の選出について
- 柔道整復療養費検討専門委員会の設置について
(柔-1)
- 平成24年度柔道整復療養費の改定について
(柔-2) (柔-3)

社会保障審議会医療保険部会

「柔道整復療養費検討専門委員会」及び

「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」の設置について

1. 専門委員会の設置の趣旨

- 柔道整復療養費等について、平成 24 年度療養費改定及び中・長期的な視点に立った療養費の在り方の見直しについて検討を行う。
- 柔道整復並びにあん摩マッサージ指圧及びはり・きゅうに係る療養費については、施術の形態、支給対象となる負傷等や支給方法が異なることから、効率的な検討を進めるため、医療保険部会に次の二つの専門委員会を設置する。
 - ・ 柔道整復療養費検討専門委員会
 - ・ あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会

2. 柔道整復療養費検討専門委員会専門委員の構成

- 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
 - ・ 座長・有識者（整形外科医等を含む）
 - ・ 保険者等の意見を反映する者
 - ・ 施術者の意見を反映する者

3. スケジュール等

- 概ね秋頃までに平成 24 年度療養費改定案のとりまとめを行い、引き続き、中・長期的な視点に立った療養費の在り方の見直しの検討を行う。
- 専門委員会の運営について、両専門委員会を同日開催するなど、効率化に努める。

社会保障審議会医療保険部会
柔道整復療養費検討専門委員会専門委員

○座長・有識者(5名)

遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
江口 隆裕	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
笠木 映里	九州大学大学院法学研究院准教授
嘉数 研二	宮城県医師会会長
相原 忠彦	日本臨床整形外科学会医療システム委員会委員

○保険者等の意見を反映する者(5名)

高橋 直人	全国健康保険協会理事
池上 秀樹	健康保険組合連合会理事
村岡 晃	高知市健康福祉部副部長
伊藤 弥志長	秋田県井川町町民課長
飯山 幸雄	国民健康保険中央会常務理事

○施術者の意見を反映する者(5名)

工藤 鉄男	公益社団法人日本柔道整復師会副会長
松岡 保	公益社団法人日本柔道整復師会副会長
萩原 正和	公益社団法人日本柔道整復師会理事・保険部長
田中 威勢夫	全国柔道整復師連合会会長
近藤 昌之	全国柔道整復師連合会常任理事

柔道整復に係る療養費の概要

1 支給対象

柔道整復の対象疾患は、骨折、脱臼、打撲、捻挫。

骨折及び脱臼については、医師の同意が必要。（応急手当を除く）

2 支給額

各保険者は、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（厚生労働省保険局長通知）に基づき支給額を決定。

3 支給方法（受領委任払い）

療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、保険者へ請求をおこない支給を受ける償還払いが原則。

柔道整復については、例外的な取扱いとして、保険者等からの委任を受けた地方厚生（支）局長及び都道府県知事と柔道整復師が協定（契約）を結び、患者が自己負担分相当額を施術者に支払い、施術者が療養費を保険者に請求する受領委任形式により支給。（昭和11年から実施）

4 審査

審査体制の充実のため、各都道府県に審査委員会を設置。

5 指導監査

受領委任の契約の当事者である地方厚生（支）局長、都道府県知事が指導監査を実施。

6 請求件数等（推計）

柔道整復に係る療養費（平成21年度）

○ 件数 約 4, 734 万件

○ 金額 約 4, 023 億円

（対前年度伸び率 2. 3% 国民医療費に占める割合 1. 12%）

○ 負傷種類別支給額割合 骨折及び脱臼 0. 5%

（平成21年10月9日調査）

打撲 29. 0%

捻挫 70. 5%

（参考）就業柔道整復師数（平成22年12月末）

約50千人（施術所数 約38千カ所）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定について

初回	2回目	3回目以降
・初検料(1,240円) (時間外、夜間、休日の加算あり) ・初検時相談手数料(50円)	・再検料(270円)	
・往療料(1,860円)(往療距離等の加算あり)		
・整復料(骨折・脱臼) ・固定料(不全骨折) ・施療料(打撲、捻挫)	・後療料 ※3部位以上、5ヶ月超は通減の対象	
・冷電法料(80円)、温電法料(75円)、電療料(30円) ※3部位以上、5ヶ月超の長期は通減の対象		
・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料(1,000円)		

○柔道整復師の施術料金の算定方法

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（平成22年6月1日適用）

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	1, 240円
2. 初検時相談支援料	50円
3. 往 療 料	1, 860円
4. 再 検 料	270円

- 注1. 当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1, 560円を加算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあっての加算金額は3, 120円とする。
2. 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。
3. 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2, 400円を加算する。
4. 夜間、難路又は暴風雨若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注3. による加算金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。
5. 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。
6. 再検料の算定は、初回後療日に限る。

骨 折	整 復 料	後 療 料
1. 鎖 骨	4, 100円	} 630円
2. 肋 骨	4, 100円	
3. 上 腕 骨	9, 000円	
4. 前 腕 骨	9, 000円	
5. 大 腿 骨	9, 000円	
6. 下 腿 骨	9, 000円	
7. 手 根 骨、足 根 骨	4, 100円	
8. 中手骨、中足骨、指（手・足）骨	4, 100円	

- 注1. 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。
2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は850円とする。

不 全 骨 折	固 定 料	後 療 料
1. 鎖 骨、胸 骨、肋 骨	3, 000円	} 530円
2. 骨 盤	7, 200円	
3. 上 腕 骨、前 腕 骨	5, 500円	
4. 大 腿 骨	7, 200円	
5. 下 腿 骨	5, 500円	
6. 膝 蓋 骨	5, 500円	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指（手・足）骨	2, 800円	

- 注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は750円とする。

脱 臼	整 復 料	後 療 料
1. 顎 関 節	1, 800円	} 530円
2. 肩 関 節	6, 200円	
3. 肘 関 節	2, 800円	
4. 股 関 節	7, 000円	
5. 膝 関 節	2, 800円	
6. 手関節、足関節、指（手・足）関節	2, 800円	

- 注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。

打 撲 及 び 捻 挫	施 療 料	後 療 料
1. 打 撲	740円	} 500円
2. 捻 挫	740円	

- 注1. 不全脱臼は、捻挫の分に準ずる。
2. 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。
- （打撲の部分）
頭部、顔面部、頸部、胸部、背部（肩部を含む）、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰殿部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部
- （捻挫の部分）
頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節

保険給付の支給の仕組み

備考1. 後療において強直緩解等のため、温電法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間を除き、1回につきそれぞれ75円又は30円を加算する。

2. 冷電法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき80円を加算する。

3. 施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の70に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。

4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の80に相当する額により算定する。

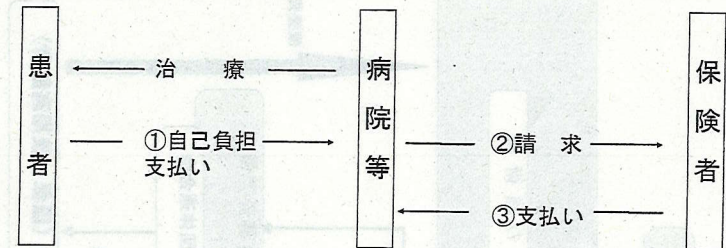
5. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3.及び備考4.による方法に代えて、あらかじめ地方厚生（支）局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。

6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副木（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に次の額を加算する。

- (1) 大型金属副子等の場合 1,030円
- (2) 中型金属副子等の場合 910円
- (3) 小型金属副子等の場合 680円

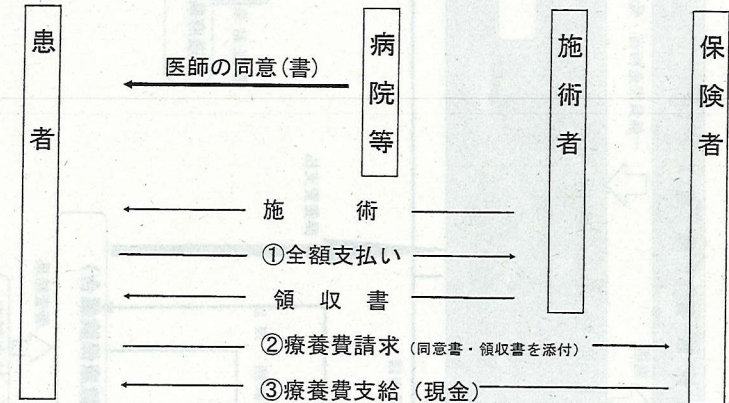
7. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、保険医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。

1 保険医療機関等の療養の給付

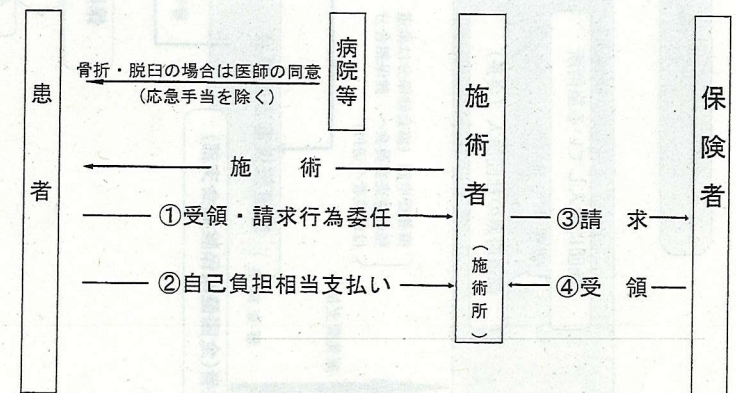


2 療養費

(1) はり、きゆう、マッサージ等の療養費払い



(2) 柔道整復の受領委任払い



柔道整復療養費等の見直し

○平成21年11月 行政刷新会議の指摘

- ・ 柔道整復療養費は国民医療費の伸びを上回る勢いで増加。
- ・ 請求部位数の地域差が大さい。→ 多部位請求の適正化など給付の適正化が必要。



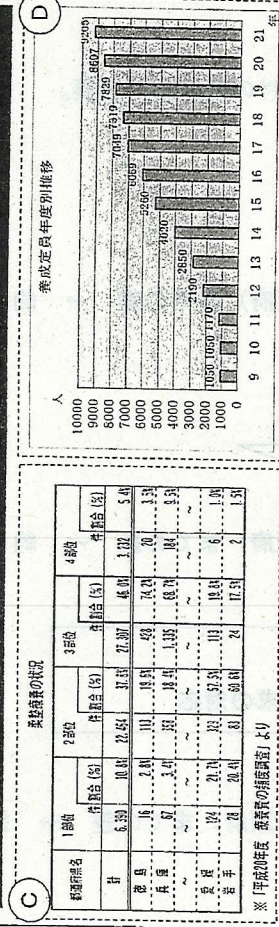
○平成22年療養費改定における対応(±0%、医科外来の改定率0.31%)

- ① 多部位請求の適正化
 - 4部位目の給付率の見直し(33%→0%)
 - 3部位目の給付率の見直し(80%→70%)
- ② その他の適正化事項
 - ・ 領収書の無料発行を義務付け
 - ・ 明細書については希望する者に発行を義務付け
 - ・ 骨折・脱臼の医師の同意を施術録のみならずレセプトにも記載。
 - ・ レセプトに施術日を記載。
 - ・ 不正等があった場合に施術所の管理者だけでなく開設者の責任も問えるようにする。
 - ・ 申請書様式の統一(経過措置あり、平成23年7月施術分より完全実施)

行政刷新会議における柔道整復療養費の事業仕分けについて

○ 予算担当部局提出資料

③柔道整復師の療養費について保険からの給付を通正化する



柔道整復師(いわゆる接骨院)による打撲、ねんざ等の治療には、1回の治療で多くの部位(肩、腰、むざなど)の治療費を請求する事例が、地域によって多く見られる現状。(年間の医療費は約3400億円)

④柔道整復師の療養費について保険からの給付を通正化する

療養費名	1部位	2部位	3部位	4部位
計	6,533	22,451	31,331	4,000
療費	16	10,101	18,101	1,000
療費	67	3,401	13,230	3,000
療費	104	21,201	13,230	1,000
療費	104	21,201	13,230	1,000

※平成20年度 療養費の状況(単位:円)

柔道整復師(いわゆる接骨院)による打撲、ねんざ等の治療には、1回の治療で多くの部位(肩、腰、むざなど)の治療費を請求する事例が、地域によって多く見られる現状。(年間の医療費は約3400億円)

柔道整復師の新規養成人数が過去10年で約9倍に急増

現在は、4部位目は請求の理由・状況を説明させた上で、給付率は33%としている。

○ 評価結果

結果:見直しを行う

柔道整復師の3部位請求に対する給付見直し

平成 21 年 11 月行政刷新会議指摘後の
請求部位数の地域差の推移について

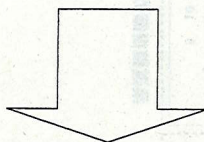
平成 21 年行政刷新会議での指摘

- ・ 柔道整復療養費は国民医療費の伸びを上回る勢いで増加。
 - ・ 部位別請求の地域差が大きい。
- 多部位請求の適正化など給付の適正化が必要。

○3 部位以上請求の割合について

【平成 20 年 10 月】

19%（岩手県）から 79.5%（大阪府）までの差 → 約 4 倍
全国平均 51.4%



【平成 21 年 10 月】

18.8% (岩手県) から 80% (大阪府) までの差 → 約 4 倍
全国平均 50.8%

【平成 22 年 6 月】

療養費改定による多部位請求の対応

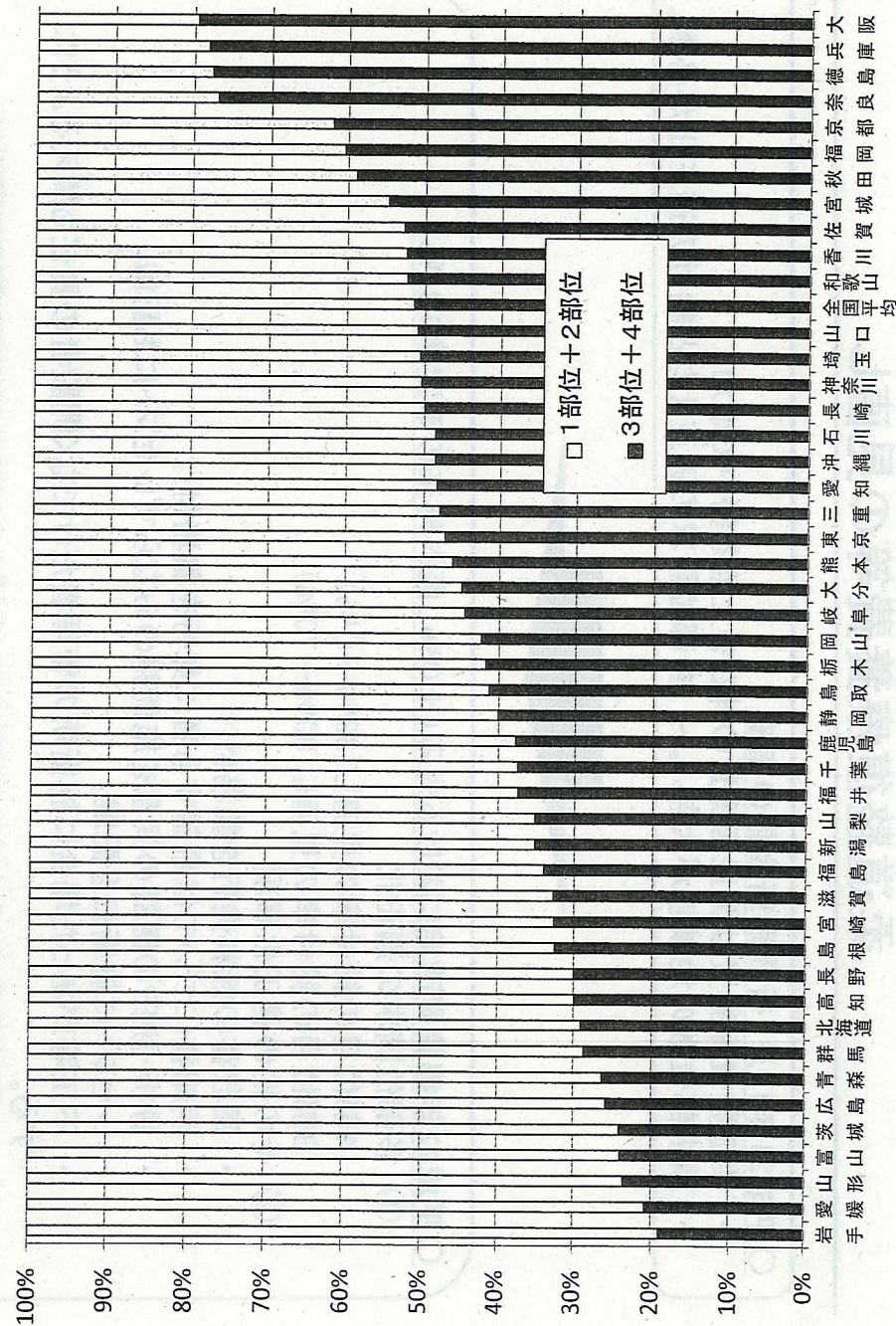
【平成 22 年 10 月】

15.6% (岩手県) から 74.5% (大阪府) までの差 → 約5倍
全国平均 46.8%

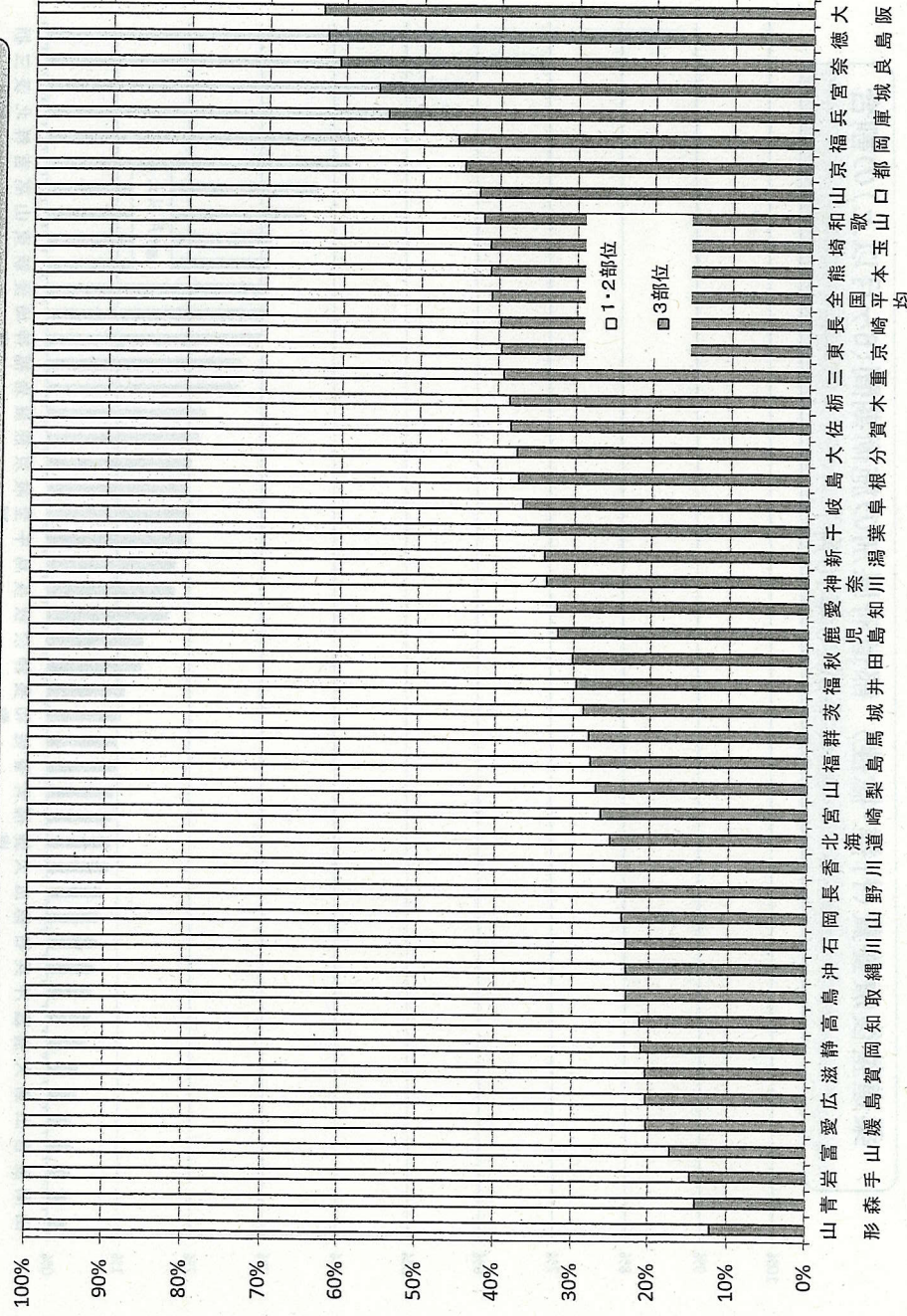
【平成23年10月】

12.2%（山形県）から 63%（大阪府）までの差 → 約 5 倍
全国平均 40.9%

柔道整復療養費 都道府県別の請求部位数の分布（平成20年度）



柔道整復療養費 都道府県別の請求部位数の分布 (平成23年度)



(参考)平成21年度決算検査報告(抜粋)(22年11月5日)

柔道整復師の施術に係る療養費の支給について(厚生労働大臣あて)

(中略)

3 本院が表示する意見

厚生労働省において、柔道整復療養費の支給を適正なものとするよう、次のとおり意見を表示する。

ア 柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲を例示するなどして、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、長期又は頻度が高い施術が必要な場合には、例えば、申請書にその理由を記載させるなどの方策を執ること

イ 保険者等及び柔整審査会に対して、点検及び審査に関する指針等を示すなどして、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導するなどして体制を強化すること

ウ 保険者等に対して、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であることを被保険者等に周知徹底するよう指導すること

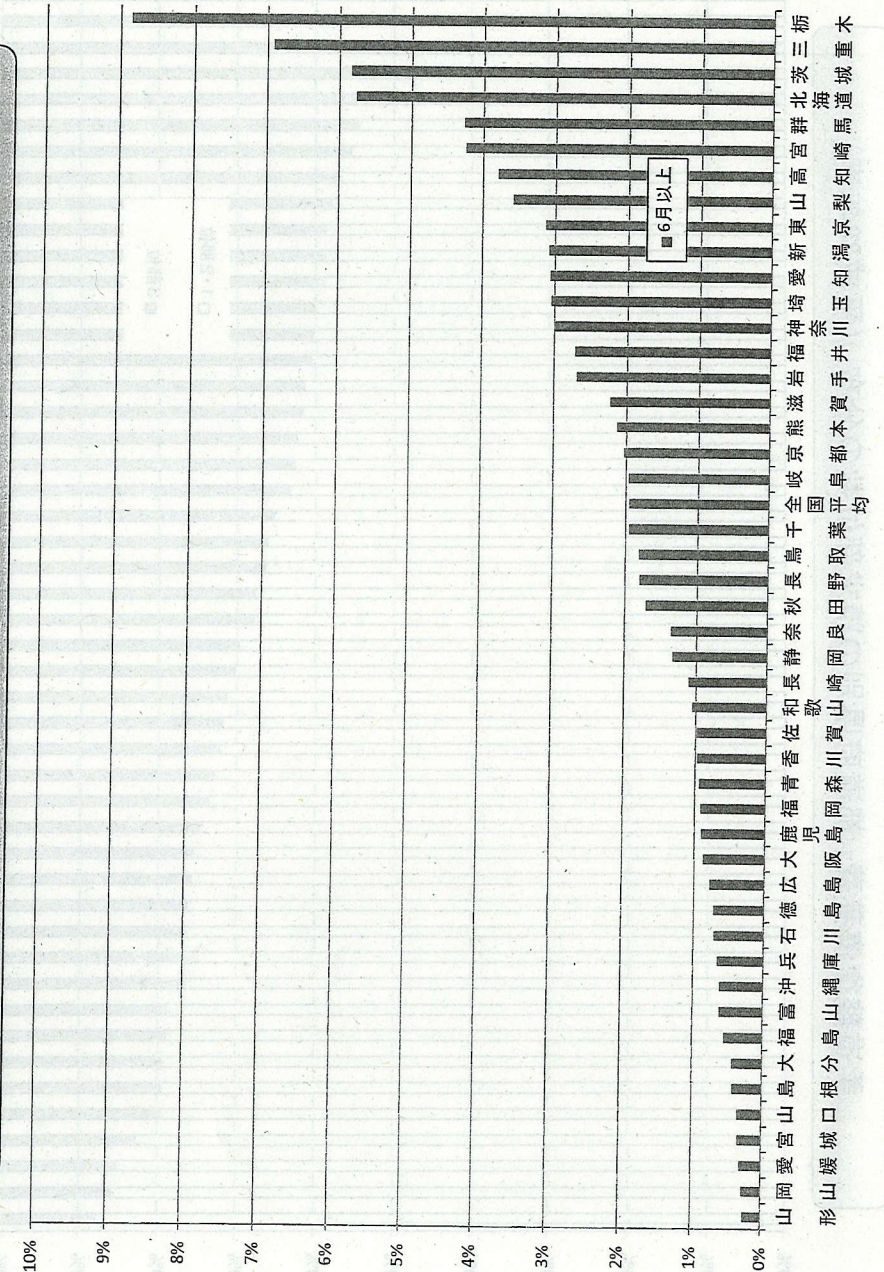
平成21年度決算検査報告への対応について

(柔道整復師の施術に係る療養費の支給について(厚生労働大臣あて))

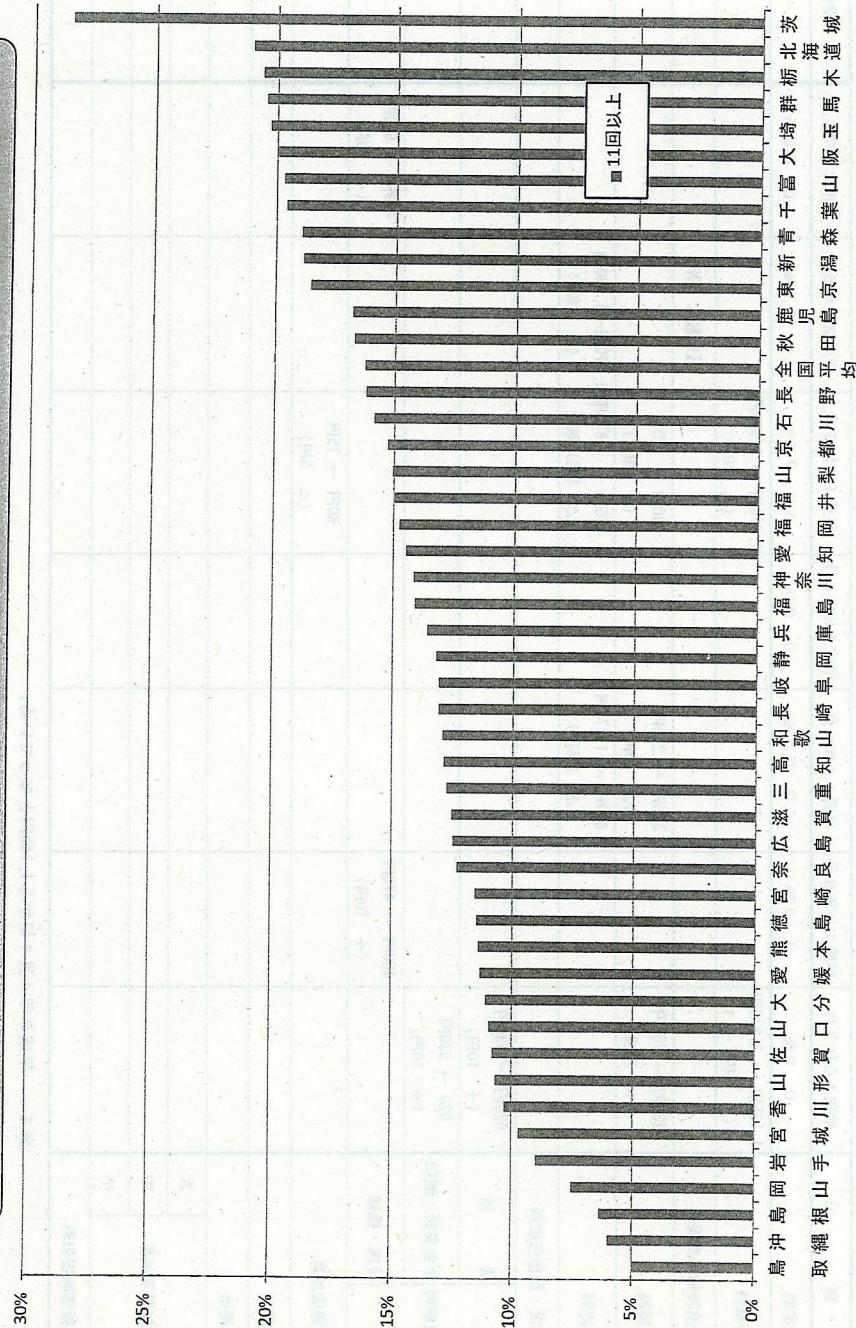
3 本院が表示する意見	対 応
ア 柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲を例示するなどして、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、 <u>長期又は頻度が高い施術が必要な場合には、例えば、申請書にその理由を記載させるなどの方策を執ること</u>	・算定基準の明確化については、同時に複数力所を捻挫、打撲した場合の取扱い等について、疑義解釈資料により周知。(事務連絡)
イ 保険者等及び柔整審査会に対して、点検及び審査に関する指針等を示すなどして、 <u>施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導する</u> などして体制を強化すること	・柔整審査会の審査要領において、頻回施術について、重点審査項目として位置づけるとともに多部位、長期、頻回施術について特に重点的に審査する項目として位置づけた。(通知) ・多部位、長期又は頻度の高い傾向の施術についての患者や施術所への文書照会等について、保険者の取組を促進するため、患者調査の手法の参考例とともに患者に対する文書照会のための様式を示した。(通知) ・柔整審査会設置要綱に施術担当者を代表する委員について、受領委任の取扱いの中止措置を受けていないことを条件とする旨を明記した。(通知)
ウ 保険者等に対して、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であることを被保険者等に周知徹底するよう指導すること	・保険者に対し柔道整復療養費の支給対象となる負傷等について、被保険者等に対して周知するためのパンフレットのひな形を示した。(通知)

※下線部分については、未対応。

柔道整復療養費(打撲・捻挫) 都道府県別の施術期間(6ヶ月以上)の割合 (平成23年10月)



柔道整復療養費(打撲・捻挫) 都道府県別の施術回数(月11回以上)の割合
(平成23年10月)



議論の整理(抜粋)

平成23年12月6日
社会保障審議会医療保険部会

社会保障審議会医療保険部会は、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本部決定。以下「成案」という。)を受けて、本年7月21日以降、成案の具体化に向けて審議を重ねてきた。以下、当部会におけるこの間の議論を整理する。

(中略)

6. 給付の重点化・制度運営の効率化

医療費は増大する一方で、厳しい経済情勢を反映し、保険財政は非常に厳しい現状にある。また、今後は、更なる高齢化の進展、医療の高度化、医療提供体制の機能強化等により、医療費が増加することが見込まれている。このような中、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な医療保険制度とするためには、必要な機能の充実は図りつつ、給付の重点化・制度運営の効率化も併せて行っていくことが必要である。

成案においても、このような観点から、重点化・効率化を同時に実施することとされており、受診時定額負担のほか、次のような項目が盛り込まれており、議論を行った。

このほか、行政刷新会議等においても、給付の重点化・制度運営の効率化に関する施策が求められている。

(中略)

(療養費の見直し)

- 柔道整復等の療養費について、審査体制の強化などその適正な支給を求める意見が多かったこと、会計検査院等からも指摘を受けていること、療養費は国民医療費の伸びを近年上回って増加している現状などを踏まえ、平成24年療養費改定において適正化するとともに、関係者による検討会を設け、中・長期的な視点に立って、柔道整復療養費等の在り方の見直しを行う。

(中略)

以上のほか、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、産休期間中の保険料免除といった年金改革とともに進めていくべき課題もある。当部会として意見の隔たりがあった点もあるが、社会保障・税一体改革は喫緊の課題であり、厚生労働省においては、当部会における種々の意見に十分に留意しつつ、改革を進められたい。

長期、多部位の施術に係る逡減導入の経緯

平成4年6月～ 逡減を導入	- 多部位施術の見直し ・ 施術部位が3部位以降の施術に係る後療料、温電法料、冷電法料、電療料を減額 「100/100」→「90/100」 - 長期施術の見直し ・ 施術期間が6か月超の月の施術に係る後療料、温電法料、冷電法料、電療料を減額 「100/100」→「90/100」
平成6年6月～	・ 3部位目以降の減額割合を見直し 「90/100」→「80/100」 ・ 長期施術期間及び減額割合の見直し 「6ヶ月超」→「5ヶ月超」 「90/100」→「80/100」
平成8年6月～	・ 長期及び多部位の適正化として、「6ヶ月以降」3部位以上の場合 は、1,200円の定額制の導入。 ・ 4部位目以降の減額割合を見直し 「80/100」→「50/100」 ・ 5部位目以降の減額割合を見直し 「80/100」→「25/100」 ・ 6部位以降は5部位目に包括
平成12年6月～	・ 4部位目以降の減額割合を見直し 「50/100」→「45/100」 ・ 5部位以降は4部位目に包括
平成14年6月～	・ 4部位目以降の減額割合を見直し 「45/100」→「33/100」
平成16年7月～	・ 4部位目以上請求の場合は、申請書に全ての負傷名に係る具体的 な負傷原因を記載することとした。
平成22年6月～	・ 3部位目以降の減額割合を見直し 「80/100」→「70/100」 ・ 4部位以降は3部位目に包括 「33/100」→0

多部位	期間	～4年5月	4年6月～	6年6月～	8年6月～	12年6月～	14年6月～	22年6月～
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1部位目		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
2部位目		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
3部位目		100%	90%	80%	80%	80%	80%	70%
4部位目		100%	90%	80%	50%	45%	33%	-
5部位目		100%	90%	80%	25%	-	-	-
6部位目～		100%	90%	80%	-	-	-	-
長期		-	6か月超	5か月超	5か月超	5か月超	5か月超	5か月超
減額割合		-	90%	80%	80%	80%	80%	80%

柔道整復療養費改定の推移

区分	平成10年7月	平成12年6月	平成14年6月	平成16年6月	平成18年6月	平成20年6月	平成22年6月	現行
改定率	0.8%	1.1%	△0.65%	0.0%	△0.75%	0.21%	0.00%	-
初療料	1,165円 → 1,270円 (+ 5円) ※1				1,270円 → 1,240円 (△ 30円)			1,240円
初療時相談支療料	-				-	【新設】50円		50円
再療料	230円 → 250円 (+ 20円)		250円 → 240円 (△ 10円)		240円 → 270円 (+ 30円)			270円
往療料			2,000円 → 1,875円 (△ 125円)		1,875円 → 1,870円 (△ 5円) ※2	1,870円 → 1,860円 (△ 10円)		1,860円
打撲・捻挫療養料								740円
骨折	620円 → 630円 (+ 10円)							630円
後療料 不全骨折・脱臼 (+ 10円)								530円
打撲・捻挫		460円 → 470円 (+ 10円)					470円 → 500円 (+ 30円)	500円
温電法加算					80円 → 75円 (△ 5円)			75円
電療料								30円
冷電法								80円
金属副子加算								1,030円
大								910円
中								680円
小								1,000円
施術情報提供料								

※1 平成9年4月1日から1,165円となっている。

※2 8km超えは一律2,400円を加算する。

平成 24 年度柔道整復療養費の改定について

1. 「議論の整理」(平成 23 年 12 月 6 日社会保障審議会医療保険部会)(抄)

6. 給付の重点化・制度運営の効率化
(療養費の見直し)

- 柔道整復等の療養費について、審査体制の強化などその適正な支給を求める意見が多かったこと、会計検査院等からも指摘を受けていること、療養費は国民医療費の伸びを近年上回って増加している現状などを踏まえ、平成 24 年度療養費改定において適正化するとともに、関係者による検討会を設け、中・長期的な視点に立って、柔道整復療養費等の在り方の見直しを行う。

2. 基本的考え方(案)

- 平成 22 年柔道整復療養費改定の効果をみると、都道府県別の請求部位数について、なお大きな格差が残存しているため、さらなる見直しを行う。

【多部位施術(現行)】

- ・3 部位目の施術は 70/100 に減額して支給。4 部位目以上は支給せず。

- また、平成 22 年の会計検査院の指摘において、「長期又は頻度が高い施術が必要な場合には、例えば、申請書にその理由を記載させるなどの方策をとること。」とされており、長期及び頻度の高い施術に対する見直しを行う。

【長期施術(現行)】

- ・5 月超の施術について、80/100 に減額して支給

【頻回施術(現行)】

- ・減額なし。

- 急性又は亜急性の外傷性の負傷に対する施術が支給対象とされていることを踏まえ、受傷初期段階での施術の充実を図る観点からの見直しを行う。

- その他、頻度が高い施術について支給申請書に理由書を添付する等の運用見直しを行う。

3. 柔道整復療養費の改定率について

- 療養費が国民医療費の伸びを近年上回って増加している現状などを踏まえ、改定率をどのような水準にするか。

(参考)

平成 24 年度診療報酬改定率 + 0. 0 0 %